

事業者向け！

参加無料

景品表示法に関する説明会

大阪府では、景品表示法の内容を事業者の方にご理解いただくため、府内事業者の方々及び団体を対象に説明会を開催します。今回は要望が多かった**ステルスマーケティング告示規制**を中心に説明する予定ですので、広告宣伝担当者やコンプライアンス担当者など、関係のある業務に携わっておられる方はぜひご参加ください。

日 時 令和 7 年 10 月 3 日（金曜日） 14 時 00 分～16 時 00 分

場 所 エル・おおさか 南館 5 階 南ホール
（大阪市中央区北浜東 3-14）

※アクセスマップ URL : <https://l-osaka.or.jp/access/>

アクセスマップ



定 員 200 名（定員を超えた場合は抽選となります。）

講 師 公正取引委員会 担当職員

内 容

- ・ 景品表示法の概要、違反事例
- ・ ステルスマーケティング告示規制
- ・ その他
- ・ 質疑応答（時間の都合上、実施しない場合があります。）

申込方法 大阪府行政オンラインシステムよりお申し込みください。

<https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/portal/home>

※「大阪府行政オンラインシステム」内「手続き一覧（事業者向け）」にて、
「キーワード検索」の入力欄に「景品表示法」と入力し、
「検索」ボタンをクリックします。表示された手続きフォームより、お申し込みください。

こちらからも申し込みます



申込期間 令和 7 年 9 月 19 日（金曜日）まで

- そ の 他
- (1) 参加申込が 200 名を超えた場合は抽選となります。
1 事業所から複数名で応募いただいた場合は、1 事業所につき 1 名を優先して抽選させていただきます。その上で、定員に余裕がある場合、2 人目以降の申込者でさらに抽選し、当選者を確定いたします。
 - (2) 参加決定については、令和 7 年 9 月 26 日（金曜日）までに、当選者の方へのみ、メールにてお知らせします。
 - (3) 障がい等により配慮を希望される方は、インターネット申請の所定欄にその旨ご記入ください。
 - (4) 本説明会では、録音、録画、写真その他これに類する行為は御遠慮ください。

主 催
関 合 せ

大阪府
大阪府消費生活センター事業グループ
電話：06 - 6612 - 7500（直通）
FAX：06 - 6612 - 0090

12 つくる責任
つかう責任

大阪府では、SDG s の推進を図り、SDG s 先進都市をめざしています。

本事業は、SDG s に掲げる 17 のゴールのうち、「12 つくる責任つかう責任」のゴール達成に寄与するものです。



大阪府消費者教育推進大使
もずやん